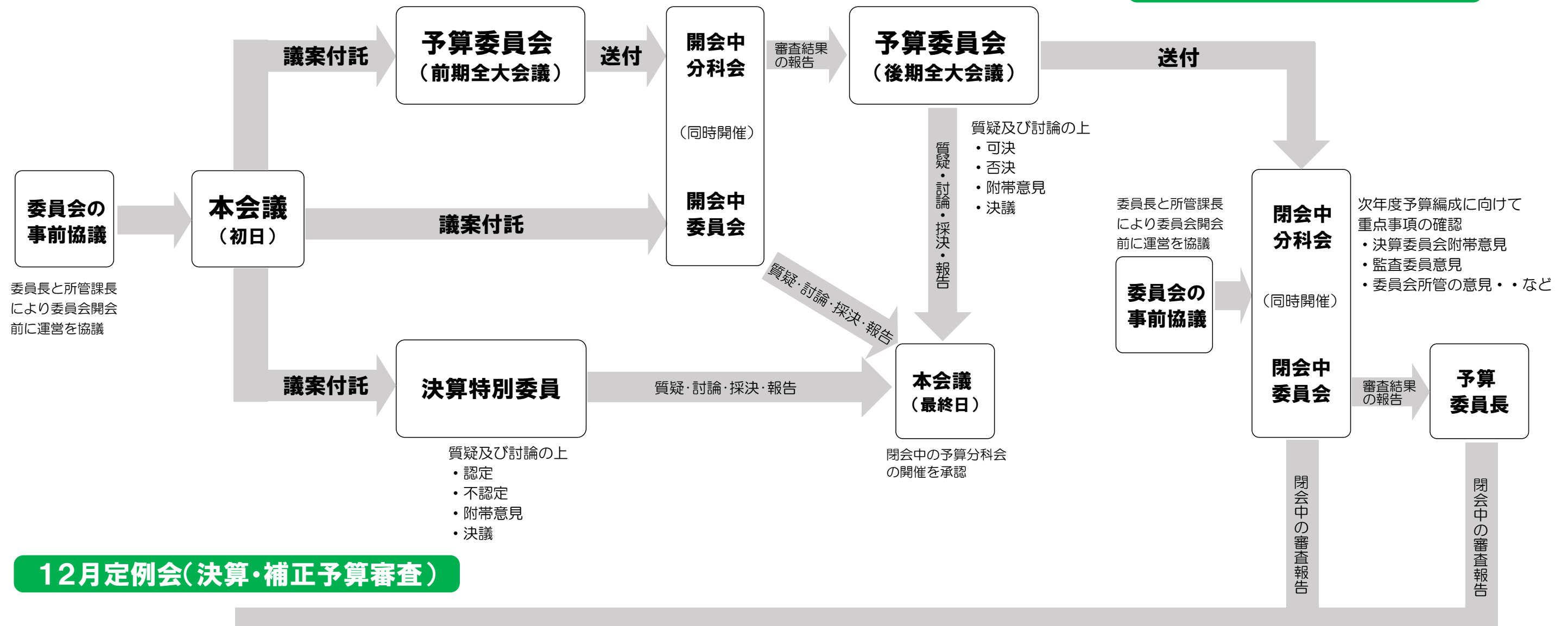


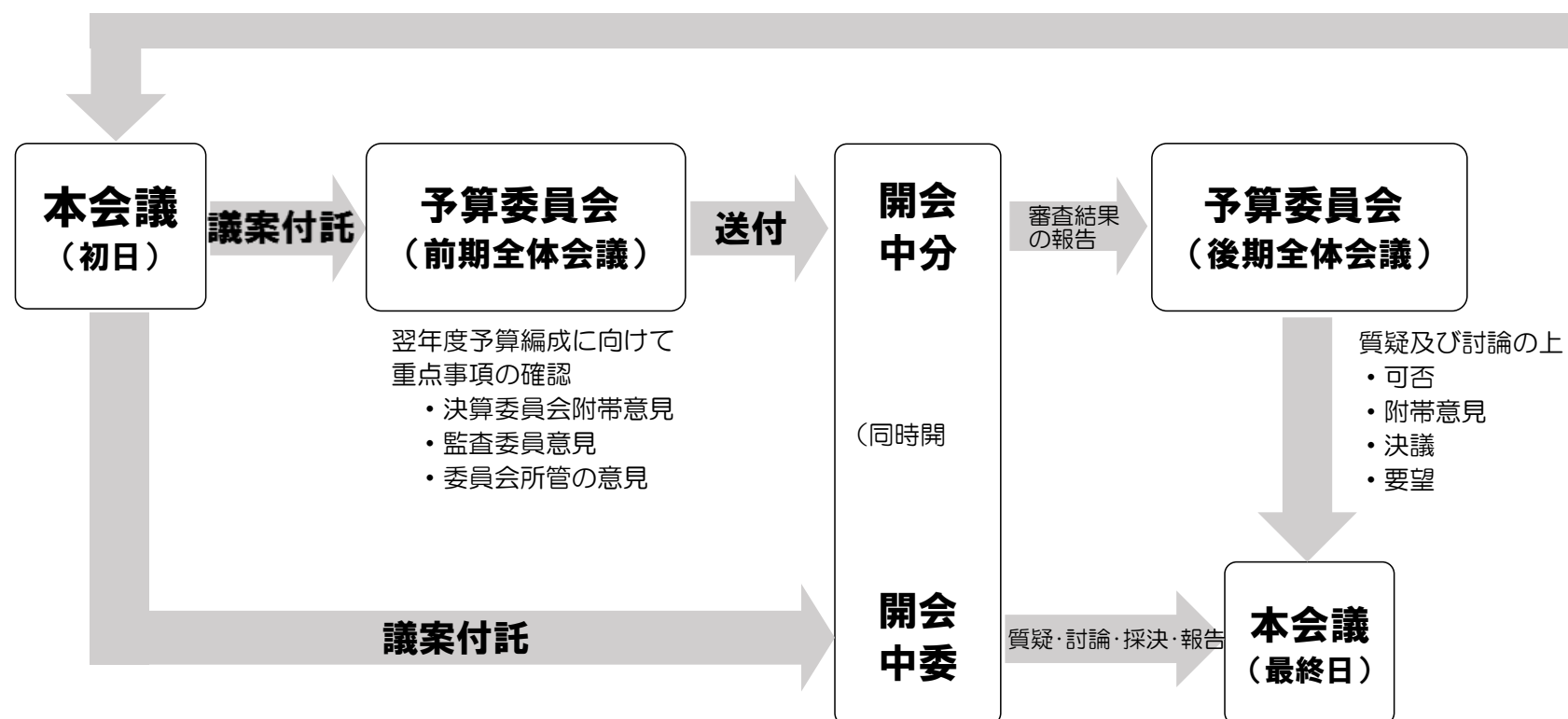
決算審査を次年度に反映させる定例会・予算委員会の流れ

9月定例会(決算・補正予算審査)

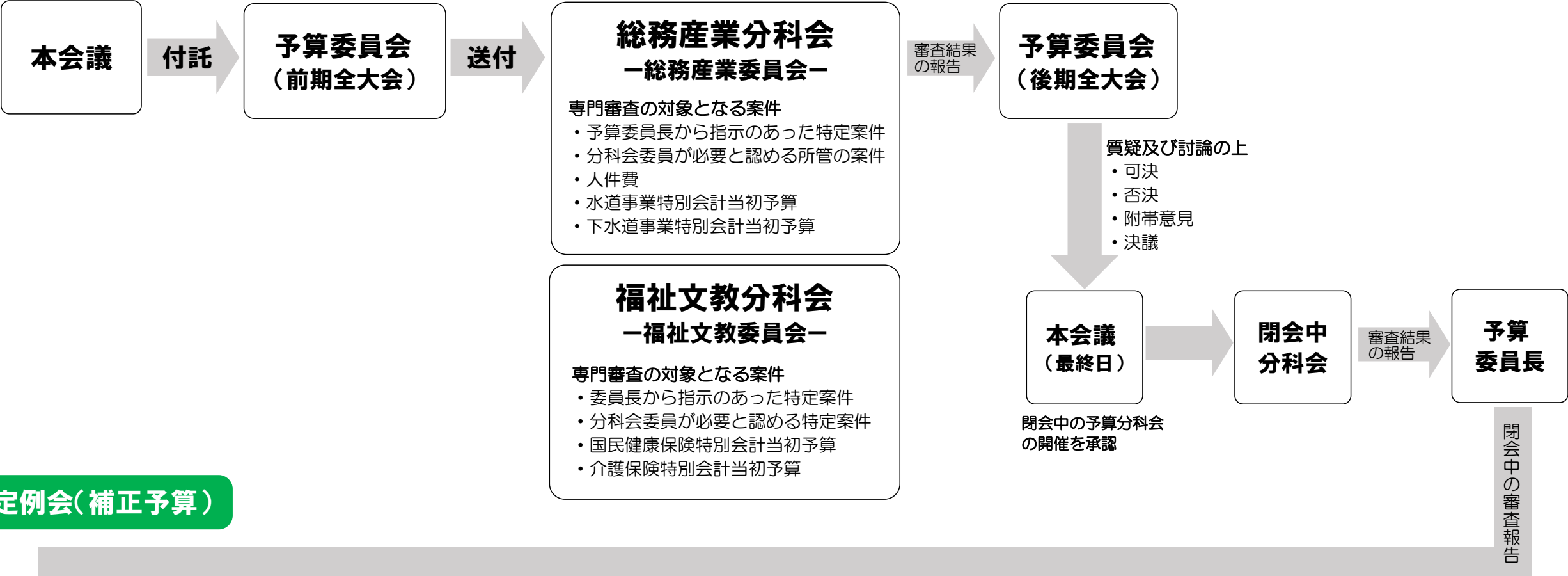
10・11月(閉会中審査)



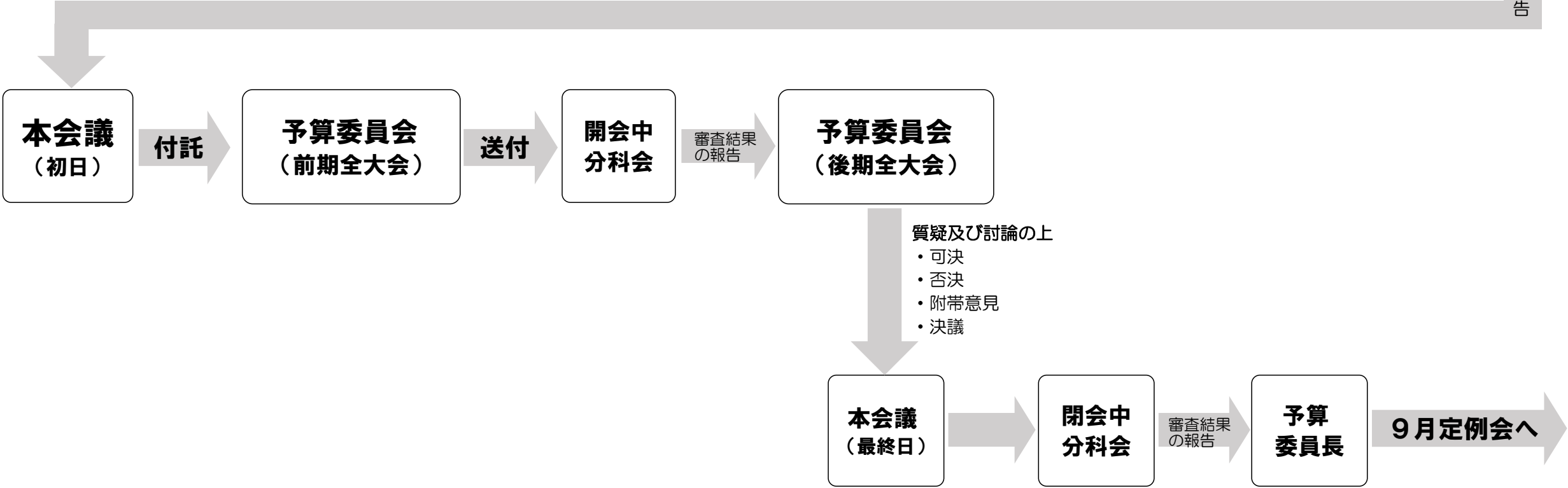
12月定例会(決算・補正予算審査)



3月定例会(当初予算・補正予算審査)



6月定例会(補正予算)



委員会活動・運営の活性化（案）

1. 予算委員会分科会の設置（委員会と並行して開催）

総務産業予算分科会（＝総務産業委員会）、福祉文教予算分科会（＝福祉文教委員会）を設置し、それぞれの所管に係る予算を専権事項として、必要に応じて執行部との協議、また、議員間討議を行い、予算委員長に報告。予算委員長は、「予算委員会全体会議」「閉会中予算委員会」において、各分科会の意見を取りまとめ、要望、意見、決議として執行部に要請、是正を促し、回答を求める。

2. 予算委員会全体会議で取り扱う審査事項

- ・ 予算の概要
- ・ 総務課所管事項
- ・ 財政課所管事項
- ・ 政策推進課所管事項
- ・ 契約検査室所管事項
- ・ 住民課所管事項
- ・ 会計課所管事項
- ・ 監査事務局所管事項
- ・ 新規事業
- ・ 重点事業
- ・ 休廃止事業
- ・ 予算額に大幅な増減がある事業
- ・ 委員長が必要と認める事項
- ・ 委員から通告（※）された質問事項

※あるいは、企業会計、各特別会計を除くすべての予算

3. 予算委員会の質問や資料請求の事前通告

提出期日、様式等は議案質疑に習い、全大会議で取り扱うか、各分科会で取り扱うかは、委員長が判断する。あるいは、質問する委員が所属する分科会所管以外の質問に限る。

4. 予算委員会分科会で取り扱う審査事項

総務産業予算分科会

- ・税務課所管事項
- ・生活環境課所管事項
- ・商工観光課所管事項
- ・農林水産課所管事項
- ・都市建設課所管事項
- ・上下水道課所管事項

福祉文教予算分科会

- ・福祉対策課所管事項
- ・子育て支援課所管事項
- ・健康増進課所管事項
- ・教育関係所管事項

※あるいは、

総務産業予算分科会

- ・水道事業特別会計
- ・公共下水道事業特別会計
- ・農、漁業集落排水事業特別会計

福祉文教予算分科会

- ・国民健康保険特別会計
- ・介護保険特別会計

5. 総務産業委員会、福祉文教委員会の事前協議

各委員長（あるいは正副委員長）は、開会中及び閉会中ともに、円滑な運営と生産的、建設的な議論のため、各委員会の開催前に所管課長と事務局を交え協議を行う。

- ・前回委員会の指摘事項
- ・委員長が自らが所管の重点課題と認める懸案事項
- ・現地調査の準備
- ・予算分科会としての協議事項

6. 視察研修報告書（執行部への要望書）の様式を統一

視察研修の成果を町政及び議会活動に十分に反映させるため、報告書の様式を統一し、各委員長は、委員の意見や提案を精査し、取りまとめ、委員会の総意として、執行部に提言する。

7. 意見交換会（執行部への要望書）

意見交換会の成果を町政及び議会活動に十分に反映させるため、各委員長は、対象となる町民、各種団体からの意見や要望を精査し、取りまとめ、委員会の総意として、執行部に提言する。